社会福祉法人　芳賀町社会福祉協議会定款施行細則

（目　的）

第１条　この会の運営及び業務の施行に関する事項は、定款に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

（会長の職務）

第２条　業務の執行及び業務の処理は、定款及び定款施行細則その他の規定に基づいて会長が行う。

　（役員の定義）

第３条　この会の役員は、理事及び監事とする。

　（業務の専決）

第４条　定款第２７条に定める会長の専決することのできる事項は、本会処務規程による。

　（評議員の選任及び解任）

第５条　定款第７条に定める評議員の選任及び解任については、次に定めるものより理事会が推薦し、評議員選任・解任委員会が決議する。

１）民生委員児童委員協議会　　２）自治会　　３）福祉施設

４）地域公民館連絡協議会　　５）行政機関　６）社会教育委員会

　７）校長会　８）ＰＴＡ連絡協議会　 ９）消防団

１０）ボランティアセンターはが　１１）シニアクラブ連合会

１２）身体障害者福祉会　１３）手をつなぐ親の会　１４）母子寡婦福祉会

１５）婦人会連合会　１６）地域代表

　（役員の選任方法）

第６条　役員の選任は、会員のうち、次の団体の推薦及び理事会の推薦する学識経験者の中から評議員会において選任する。ただし、行政関係職員は役員総数の５分の１を超えてはならない。

１）民生委員児童委員協議会　２）ボランティアセンターはが　３）自治会

４）町議会　５）行政機関　６）保護司会　７）教育委員会　８）教育会

９）医療研究会　１０）学識経験者

２　役員に欠員が生じたときは、速やかに前項の手続きを経て補充しなければならない。

（事務局）

第７条　定款第３３条の規定に基づき本会に置く事務局及び職員に関しては、芳賀町社会福祉協議会事務局規程に定める。

２　事務局職員に対する給与等に関しては、芳賀町社会福祉協議会給与規程に定める。

３　事務局職員が行う事務は、芳賀町社会福祉協議会経理規程その他の規程に基づき会長の命を受けて行うほか、定めの無いものは芳賀町の例規を準用する。

（資産の管理）

第８条　この法人の不動産は、所有権登記を行い、明確に管理する。

２　現金のうち、基本財産にあっては定期預金に、その他の財産にあっては確実有利な方法により保管する。

３　物品は備品台帳を備え管理するほか、消耗品は関係団体等と区分を明確にしながら管理する。

（附　則）

　この規定は、昭和４５年　９月　１日より施行する

一部改正　　昭和５０年　６月　１日

　　　々　　　平成　４年　３月３０日

　　　々　　　平成　５年　３月３０日

　　　々　　　平成　８年　９月１７日

　　　々　　　平成１２年　４月　１日

　　　々　　　平成１３年　４月　１日

　　　々　　　平成１６年　５月２０日　役員及び評議員の推薦団体の改正

　　　々　　　平成２３年　５月２７日

々　　　平成２９年　４月　１日

　　　々　　　平成２９年　６月２３日